○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項、第二十八条第三項及び第三十二条第二項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項並びに第四条第一項及び第二項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第五十二条第四項及び第百六十九条並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条の九中「北東アジア研究室」を「中国研究室」に改める。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条第十二項」を「第三条第十一項」に改め、第二号中「報道官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、第七号中「航空総隊副司令官」の下に「、航空総隊司令部幕僚長」を加える。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第三条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	三〇人	五〇人	四七人	二〇四人	一〇五人	一五〇人	四三六人	四〇人	三七人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四八	四二	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三四	五九	六	
防衛研究所		一	二	三	八	二	一七	八		
統合幕僚監部		一	三	三	八	一四	二二	九一	五	一
陸上自衛隊		一	一六	三六	二九九	四九一	七一五	一、九五三	七九九	一〇六
海上自衛隊			五	二二	一三九	一八四	二八二	九〇五	四八四	一一三
航空自衛隊			三	一七	一〇九	二〇一	二三八	八五七	四二一	六二
情報本部		五	九	一二	二七	三一	五九	二一五	一〇五	三五
防衛監察本部	一	一	一	二	三	八	六	一〇	一	
地方防衛局	一	三二	一九	七一	二〇五	三七〇	四四三	八八六	二六六	六七
防衛装備庁	一	一九	二七	三四	一二〇	九九	一一一	二七六	九一	一七

別表第二ロの表防衛省本省の内部部局の項中「四四」を「四三」に改め、同表防衛医科大学校の項中「一五」を「一一」に改め、同表中防衛研究所の項を削り、同表陸上自衛隊の項中「一、五三〇」を「一、五〇二」に、「四三六」を「四三八」に、「四五八」を「四一」に改め、同表海上自衛隊の項中「二二四」を「二六九」に、「一三」を「一八」に改め、同表航空自衛隊の項中「五四〇」を「五一一」に改め、同表地方防衛局の項中「一五」を「一四」に改める。